

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため労働局・労働基準監督署・ハローワークの
窓口体制の見直しについて

～相談、届出、申請等は「電話」「電子申請」「郵送」をご活用ください～

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全国に「緊急事態宣言」が発令されました。
長野県内の労働基準監督署及びハローワークでは、「三つの密(密閉、密集、密接)」を避けるため
窓口の間隔を空けて開庁をしております。

このため、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、利用者の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、電話による相談、電子申請・
郵送による届出・申請(※)をご活用いただきますよう、ご協力よろしくをお願いいたします。

ご不便をおかけいたしますが、重ねてご理解とご協力をお願いいたします。

※来庁を不要とするサービス・手続き

- 解雇、賃金未払等労働条件等に関する相談(電話)
- 職業相談・職業紹介(電話)
- 時間外労働等に関する協定(36協定)届、就業規則変更届等の受付(電子申請・郵送)
- 事業所による求人申込みや各種雇用保険手続きの受付(電子申請・郵送)
- 労災保険給付請求書等の受付(郵送)
- 雇用保険失業認定について、郵送による証明認定(郵送)
- 事業所の各種助成金申請の受付(郵送)
- インターネットによる求人情報の検索

なお、来庁の可否を含め、個別の手続等については、最寄りの労働基準監督署、ハローワー
クにお電話でお問い合わせください。

下記の本省ホームページもご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10746.html

長野労働局、労働基準監督署、ハローワーク